

平成28年3月4日
大阪航空局

第一航空(株)に対する事業改善命令について

平成28年1月13日から2月16日にかけて第一航空(株)に対し立入検査を行った結果、同社において、運航乗務員の地上訓練を十分に行っていないにも関わらず、全ての訓練を実施したように記録を改ざんし、訓練を修了させ運航業務に従事させていたことなどが明らかになりました。

また、この他にも、安全に滑走路内に停止するための航空機の性能上決められたフラップ（高揚力装置）角を使用せず、不適切な形態での着陸を繰り返していた事実が認められたことから、本日、同社に対し事業改善命令を行いましたので、お知らせします。

（事業改善命令において指示した内容）

1. 運航乗務員への訓練体制の抜本的見直し
2. 安全意識の徹底及びコンプライアンス教育の実施
3. 安全管理体制の再構築

【問い合わせ先】

大阪航空局保安部

前任航空事業安全監督官 佐藤

電話：06-6949-0595（直通）

阪空安第10号
平成28年3月4日

第一航空株式会社

代表取締役社長 西川 昌伸 殿

国土交通省 大阪航空局長

加藤 隆司

航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令

貴社に対し平成28年1月13日から2月16日にかけて航空法第134条に基づき立入検査を実施したところ、下記1. のとおり輸送の安全を阻害している事実が認められた。

については、航空法第112条の規定に基づき、下記2. に掲げる措置を速やかに講ずるよう命令する。

講じた措置については、平成28年4月8日までに報告されたい。

この処分不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対して審査請求を行うことができる。

記

1. 安全を阻害している事実

(1) 運航乗務員への不適切な訓練

副操縦士養成時の地上訓練において、当該訓練の対象者9名は、規定に定められた航空法規や当該機体の操作手順の訓練を実施していないにも関わらず規定通り訓練を実施したように記録を改ざんした。このうち3名は、このまま訓練を修了し副操縦士として運航業務に従事させた。

また、当該訓練の教官6名に対して、規定に定めた訓練の評価方法等の座学教育を実施していなかった。

さらに機長養成時の飛行訓練において、当該訓練の対象者2名は、規定上、那覇—粟国間で12時間を行うとしているところ、飛行時間の長い路線(粟国—久米島—那覇、那覇—徳之島)で訓練を行い修了し、運航業務に従事させていた。

(2) 不適切な形態による着陸

機長2名は、使用する航空機が滑走路長800mの飛行場で安全に滑走路内に停止するためにはフラップ(高揚力装置)を37度に設定しなければならないと認識していたにも関わらず、栗国空港(滑走路長800m)において規程に従わないフラップ20度での着陸を繰り返していた。

2. 講ずるべき措置

1. のとおり、貴社においては、運航乗務員への訓練体制が適切に構築・機能していないとともに、航空運送事業者が担うべき安全確保の責任・自覚や法令遵守の意識が著しく欠如しており、適切な安全管理体制が構築されていない。

航空運送事業者は、輸送の安全を確保することが最大の使命であり、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

輸送の安全を確保するためには、安全統括管理者を中心として、各部門及び全従業員が一丸となって輸送の安全確保に向けて取り組むことが必要であるとの認識のもと、以下の措置を講じること。

(1) 運航乗務員への訓練体制の抜本的見直し

運航乗務員に対する訓練の計画を適切に策定し、その計画に基づき確実に実施するとともに、その実施状況を十分管理できるよう、訓練体制を抜本的に見直すこと。

(2) 安全意識の徹底及びコンプライアンス教育の実施

全社員に対し運航安全の意識の徹底及び法令・規定等の遵守への重要性を徹底させるための教育を行うこと。

(3) 安全管理体制の再構築

安全運航を最優先する安全方針を社内に浸透させ、当該方針に向かって社員一丸となって取り組むとともに、安全に影響のある事案が発生した場合には、安全統括管理者に適切に報告され、それをもとに原因究明や必要な対策が講じられる体制を検討し、それぞれの部門に十分な知識・能力を有する者を配置するなど、安全管理体制を再構築すること。